

# 秋田市教育委員会 平成28年10月定例会 (資料)

## 【資料目次】

### 付議案件

議案第19号 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則を廃止する件

・ 廃止理由 … 1

議案第20号 秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則を廃止する件

・ 廃止理由 … 2

議案第21号 秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する件

・ 改正理由 … 3

・ 新旧対照表 … 4

議案第22号 学校教育法施行細則の一部を改正する件

・ 改正理由 … 5

・ 新旧対照表 … 6

議案第23号 秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

・ 改正理由 … 7

・ 新旧対照表 … 8

### 教育長等の報告

(1) 次期秋田市教育ビジョンの策定状況について … 10

## 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の廃止

### 第1 廃止理由

御所野学院中学校および御所野学院高等学校を連携型の中高一貫教育校にすることに伴い、廃止しようとするものである。

### 第2 附則関係

- 1 廃止は、平成29年4月1日からとするもの
- 2 廃止前に御所野学院中学校に入学した者については、廃止前の規則は、なおその効力を有する旨の経過措置を規定するもの

## 秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則の廃止

### 第1 廃止理由

御所野学院中学校および御所野学院高等学校を連携型の中高一貫教育校にすることに伴い、廃止しようとするものである。

### 第2 附則関係

- 1 廃止は、平成29年4月1日からとするもの
- 2 廃止前に御所野学院中学校に入学した者については、廃止前の規則は、なおその効力を有する旨の経過措置を規定するもの

## 秋田市立小、中学校管理規則の一部改正

### 第1 改正理由

御所野学院中学校および御所野学院高等学校を連携型の中高一貫教育校にすることに伴い、同中学校における教育課程の編成手続等について規定するため、改正しようとするものである。

### 第2 改正要旨

#### 1 第1条関係（この規則の目的）

御所野学院中学校をこの規則の適用対象とすることに伴い、規定を整備するもの

#### 2 第4条の2関係（連携型中学校）

(1) 御所野学院中学校においては、御所野学院高等学校における教育との一貫性に配慮した教育を行うことを規定するもの

(2) 御所野学院中学校長は、教育課程を編成しようとするときは、あらかじめ御所野学院高等学校長と協議することを規定するもの

#### 3 附則関係

(1) 施行は、平成29年4月1日からとするもの

(2) 施行日前に御所野学院中学校に入学した者については、改正後の規則は、適用しない旨の経過措置を規定するもの

秋田市立小、中学校管理規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、秋田市立小学校および中学校（以下「学校」という。）につき地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する学校の管理運営の基本的事項を定め、もって円滑かつ適正な学校経営に資することを目的とする。</p> <p>第1条の2～第4条 （略）</p> <p><u>(連携型中学校)</u></p> <p><u>第4条の2 秋田市立御所野学院中学校においては、学校教育法施行規則第75条第1項の規定により、秋田市立御所野学院高等学校における教育との一貫性に配慮した教育を行うものとする。</u></p> <p><u>2 秋田市立御所野学院中学校長は、教育課程を編成しようとするときは、あらかじめ秋田市立御所野学院高等学校長と協議するものとする。</u></p> <p>以下 （略）</p>	<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、秋田市立小学校および中学校（<u>秋田市立御所野学院中学校を除く。</u>）（以下「学校」という。）につき地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する学校の管理運営の基本的事項を定め、もって円滑かつ適正な学校経営に資することを目的とする。</p> <p>第1条の2～第4条 （略）</p> <p>以下 （略）</p>

## 学校教育法施行細則の一部改正

### 第1 改正理由

御所野学院中学校および御所野学院高等学校を連携型の中高一貫教育校にすることに伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

### 第2 改正要旨

#### 1 第18条関係（準用規定）

入学期日の通知、学校指定等の手続について、御所野学院中学校においても他の中学校と同様の取扱いとするため、規定を整備するもの

#### 2 第18条の2から第18条の4まで関係

入学期日の通知、学校指定等の手続について、御所野学院中学校においても他の中学校と同様の取扱いとすることに伴い、規定を削除するもの

#### 3 附則関係

(1) 施行は、平成28年11月1日からとするもの

(2) 改正後の規則は、平成29年4月1日以後の御所野学院中学校の入学者から適用する旨の経過措置を規定するもの

学校教育法施行細則新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第17条 (略)</p> <p>第3章 中学校 (準用規定)</p> <p>第18条 <u>前章</u>の規定は、中学校に準用する。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第17条 (略)</p> <p>第3章 中学校 (準用規定)</p> <p>第18条 第2章の規定は、中学校<u>(御所野学院中学校を除く。)</u>に準用する。</p> <p>第3章の2 <u>御所野学院中学校</u> (入学期日の通知)</p> <p>第18条の2 委員会は、令第5条の規定による入学期日を、入学期日通知書により保護者に通知するものとする。 (就学の届出)</p> <p>第18条の3 保護者が令第9条の規定による御所野学院中学校に就学させようとする場合の届け出は、<u>入学届によらなければならない。</u> (準用規定)</p> <p>第18条の4 第2章の規定のうち、第6条、第7条、<u>第12条および第14条から第17条の規定は、御所野学院中学校に準用する。</u></p> <p>以下 (略)</p>

## 秋田市立小、中学校通学区域の一部改正

### 第1 改正理由

御所野学院中学校および御所野学院高等学校を連携型の中高一貫教育校にすることに伴い、御所野学院中学校の通学区域を定めるため、改正しようとするものである。

### 第2 改正要旨

#### 1 秋田市立中学校通学区域表関係

御所野学院中学校の通学区域表を加えるとともに、御野場中学校の通学区域表から御所野学院中学校の通学区域となる区域を除くもの

#### 2 附則関係

(1) 施行は、平成29年4月1日からとするもの

(2) 改正後の中学校通学区域表は、平成29年4月1日以後に秋田市立中学校に就学させるべき者から適用する旨の経過措置を規定するもの



秋田市立小、中学校通学区域新旧対照表

改 正 案		現 行	
秋田市立小学校通学区域表 (略)		秋田市立小学校通学区域表 (略)	
秋田市立中学校通学区域表 秋田東中学校～将軍野中学校 (略)		秋田市立中学校通学区域表 秋田東中学校～将軍野中学校 (略)	
御野場中学校		御野場中学校	
仁井田	栄町、新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、目長田一丁目、目長田二丁目、目長田三丁目	仁井田	栄町、新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、目長田一丁目、目長田二丁目、目長田三丁目
御野場	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目、新町五丁目	御野場	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目、新町五丁目
		御所野	<u>下堤一丁目、下堤二丁目、 下堤三丁目、下堤四丁目、 下堤五丁目、地蔵田一丁 目、地蔵田二丁目、地蔵 田三丁目、地蔵田四丁目、 地蔵田五丁目、元町一丁 目、元町二丁目、元町三 丁目、元町四丁目、元町 五丁目、元町六丁目、元 町七丁目、湯本一丁目、 湯本二丁目、湯本三丁目、 湯本四丁目、湯本五丁目、 湯本六丁目</u>
		<u>上北手御所 野字</u>	雨池通、荒久利、野畑
仁井田字	沖谷地、粕谷道、上新田、刈切、川久保、切上、桑谷地、五十五枚、下新田、塚廻、中新田、中谷地、仲谷地、福島1番～35番、福島47番～272番、福島27	仁井田字	沖谷地、粕谷道、上新田、刈切、川久保、切上、桑谷地、五十五枚、下新田、塚廻、中新田、中谷地、仲谷地、福島1番～35番、福島47番～272番、福島27

	6番～、古川向、柳林、洧澗溜1番、洧澗溜19番～46番、洧澗溜70番～109番、洧澗溜138番～177番、洧澗溜211番～250番、横山
四ツ小屋字	家ノ下、上野、御野場、街道西、街道東、替地、上川原、船場前上川原、笹葉、下川原、城下当場、菖蒲沼、鷹塚、高山、館野、道前、東泉寺、中川原、中野、中山、畑返、ハッカエ、船場前、古川敷、柳原、与左エ門川原
四ツ小屋小阿地字	大杉沢、上野、坂ノ上、坂ノ下、下野、下堤、狸崎、中野、谷地中、柳林
四ツ小屋末戸松本字	大又、坂ノ上、地藏田、島田、堂ノ前、古川敷、古館、向田、向中川原、向野、柳田

勝平中学校～桜中学校（略）

御所野学院中学校	
御所野	下堤一丁目、下堤二丁目、 下堤三丁目、下堤四丁目、 下堤五丁目、地藏田一丁目、 地藏田二丁目、地藏田三丁目、 地藏田四丁目、 地藏田五丁目、元町一丁目、 元町二丁目、元町三丁目、 元町四丁目、元町五丁目、 元町六丁目、元町七丁目、 湯本一丁目、湯本二丁目、 湯本三丁目、湯本四丁目、 湯本五丁目、湯本六丁目
上北手御所野字	雨池通、荒久利、野畑
四ツ小屋末戸松本字	湯ノ沢

以下（略）

	6番～、古川向、柳林、洧澗溜1番、洧澗溜19番～46番、洧澗溜70番～109番、洧澗溜138番～177番、洧澗溜211番～250番、横山
四ツ小屋字	家ノ下、上野、御野場、街道西、街道東、替地、上川原、船場前上川原、笹葉、下川原、城下当場、菖蒲沼、鷹塚、高山、館野、道前、東泉寺、中川原、中野、中山、畑返、ハッカエ、船場前、古川敷、柳原、与左エ門川原
四ツ小屋小阿地字	大杉沢、上野、坂ノ上、坂ノ下、下野、下堤、狸崎、中野、谷地中、柳林
四ツ小屋末戸松本字	大又、坂ノ上、地藏田、島田、堂ノ前、古川敷、古館、向田、向中川原、向野、柳田、湯ノ沢

勝平中学校～桜中学校（略）

以下（略）

## 次期秋田市教育ビジョンの策定状況等について

### 1 基本方針

人口減少・少子高齢化の進行をはじめとする社会環境の変化や組織機構の改正、新たな秋田市総合計画のスタートなど、教育委員会を取り巻く様々な環境の変化に的確に対応しつつ、将来展望を踏まえた本市教育のさらなる充実を図るため、現行の教育ビジョンを1年前倒しして改定し、教育基本法第17条第2項に規定されている「教育振興基本計画」としての新たな教育ビジョン（以下、次期教育ビジョン）を策定する。

### 2 検討委員会の開催状況

- 6月 8日 第1回秋田市教育ビジョン検討委員会（全体会）
  - ・委員委嘱、スケジュール等概要説明
  - ・「次期教育ビジョン（原案）」の提示
- 7月11日 第2回秋田市教育ビジョン検討委員会（社会教育部会）
  - ・「次期教育ビジョン（原案）」の協議①
- 7月19日 第2回秋田市教育ビジョン検討委員会（学校教育部会）
  - ・「次期教育ビジョン（原案）」の協議①
- 8月29日 第3回秋田市教育ビジョン検討委員会（社会教育部会）
  - ・「次期教育ビジョン（原案）」の協議②
- 8月30日 第3回秋田市教育ビジョン検討委員会（学校教育部会）
  - ・「次期教育ビジョン（原案）」の協議②
- 10月17日 第4回秋田市教育ビジョン検討委員会（全体会）
  - ・「次期教育ビジョン（原案）」の協議③

### 3 次期教育ビジョンの構成（案）

- 第Ⅰ章 計画の策定にあたって
  - 第1 計画策定の趣旨
  - 第2 計画の位置づけ
  - 第3 計画の期間
- 第Ⅱ章 本市教育の目指す姿
  - 第1 計画期間（5年間）を通じて目指す教育の姿
  - 第2 計画の目標
- 第Ⅲ章 本市教育の現状と課題
- 第Ⅳ章 施策の方向性と今後の展開
- 第Ⅴ章 参考資料

#### 4 今後の策定スケジュール

- 10月26日 教育委員会10月定例会  
・「次期教育ビジョン（案）」の提示  
・意見募集（～11/11）
- 11月下旬 教育委員会11月定例会  
・「次期教育ビジョン（案）」の協議
- 12月中旬 市議会11月定例会教育産業委員会  
・「次期教育ビジョン（案）」の報告  
・意見募集（～1月中旬）
- 12月下旬 パブリックコメント（～1月中旬）
- 2月上旬 第5回秋田市教育ビジョン検討委員会（全体会）  
・「次期教育ビジョン（最終案）」の協議
- 2月中旬 教育委員会2月定例会  
・「次期教育ビジョン」の議決
- 3月上旬 市議会2月定例会教育産業委員会  
・「次期教育ビジョン」の報告
- 【29年度】
- 5月下旬 製本版納品・配布